

各位

SBI モーゲージ株式会社

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定並びに  
上場廃止申請及び定款の一部変更・全部取得条項付種類株式の取得等  
に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成26年11月27日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定並びに上場廃止申請、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記Ⅱ. 「上場廃止申請の件」の1. 「上場廃止を申請する理由」の②において定義いたします。）の取得について、本臨時株主総会に付議すること及び全部取得条項に係る定款一部変更について、本種類株主総会に付議すること等を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## Ⅰ. 本株主総会招集のための基準日設定の件

## 1. 当社普通株式に係る基準日設定

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に係る株主を確定するため、平成 26 年 10 月 27 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- |         |  |
|---------|--|
| （1）基準日  | 平成 26 年 10 月 27 日（月曜日）   |
| （2）公告日  | 平成 26 年 10 月 11 日（土曜日）   |
| （3）公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）<br><a href="http://www.sbim.jp/">http://www.sbim.jp/</a> |

## 2. 当社 KDR に係る基準日設定

当社は、当社普通株式を裏付資産として韓国預託決済院（以下「KSD」といいます。）により大韓民国（以下「韓国」といいます。）で発行される韓国預託証券（以下「当社 KDR」といい、「当社普通株式」及び「当社 KDR」を総称して「当社株券等」といいます。）を韓国取引所有価証券市場（以下「KOSPI」といいます。）に上場しておりますが、KSD は、上記 1. 「当社普通株式に係る基準日設定」に記載の決議を受け、本株主総会において、KSD を通して議決権を行使することができる当社 KDR に係る実質所有者を確定するため、平成 26 年 10 月 27 日を基準日（以下、当社 KDR に係る基準日を「KDR 基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社 KDR に係る実質所有者の名簿に記載又は記録された実質所有者をもって、本株主総会において、KSD を通して議決権を行使することができる実質所有者とすることを決定する予定とのことです。

また、上記予定通り KDR 基準日が定められた場合、当社は、韓国において、以下のとおり当該 KDR 基準日に係る公示を行う予定です。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| （1）KDR 基準日 | 平成 26 年 10 月 27 日（月曜日） |
| （2）公示日     | 平成 26 年 10 月 10 日（金曜日） |

- (3) 公示方法 自律公示（韓国金融監督院の運用する電子公示システムである DART を通じて公示いたします。）

## II. 上場廃止申請の件（「上場廃止申請の件」）

### 1. 上場廃止を申請する理由

平成 26 年 8 月 13 日付当社プレスリリース「CSM ホールディングス株式会社による当社株券等に対する日韓公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、CSM ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 7 月 1 日から当社株券等に対する公開買付け（以下「日本公開買付け」といいます。）並びに日本公開買付けと並行して韓国において当社 KDR に対する公開買付け（以下「韓国公開買付け」といい、日本公開買付け及び韓国公開買付けを総称して「日韓公開買付け」といいます。）を行い、日韓公開買付けは、平成 26 年 8 月 12 日をもって終了しております。日韓公開買付けの結果、平成 26 年 8 月 21 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社普通株式 16,777,090 株及び当社 KDR6,481,094 個を保有するに至りました。

平成 26 年 6 月 30 日付当社プレスリリース「CSM ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「平成 26 年 6 月 30 日付プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げておりますとおり、公開買付者によれば、当該プレスリリースの公表時点において公開買付者の 100%株主であった（注）投資ファンドの CJP CSM Holdings, L.P. が属する、グローバルに展開するオルタナティブ（代替）投資会社であるカーライル・グループは、日本国内における新規投資先の調査・検討を行う中で、当社の事業に注目するようになり、当社の成長性及び最適な経営体制等について、予備的な調査・検討を行ってきたところ、今後日本国内の将来的な人口減少により住宅ローン市場の長期的な縮小が予想される中、将来の金利上昇懸念を踏まえると、長期の固定金利住宅ローン商品である「【フラット 3 5】」が住宅ローン市場全体に占める比率は底堅く推移すると想定されるものの、「【フラット 3 5】」の金額ベースでの大きな拡大は見込まれないとの認識に至り、当社が当該環境下において今後も長期に亘って現在の企業価値水準を維持し、また、更に向上を図るためには、機動的な経営体制の下でスピーディーかつ柔軟な経営判断を行っていくことが必要であるとの考えを有するに至ったとのことです。また、カーライル・グループは、平成 26 年 6 月 30 日付プレスリリースの公表時点において当社の親会社であった SBI ホールディングス株式会社を始めとする SBI グループのブランド及び当社の現状の事業基盤を活かしつつ、カーライル・グループの経験豊富なスタッフの助言を当社の経営に活かし、上記のような経営施策に取り組むことが妥当であると判断するに至ったとのことです。もっとも、上記を実行に移す際には、その効果が現れるまでには相応の時間がかかる場合もあり、また一時的に当社の期間損益が悪化する可能性もあることから、当社株券等の所有者の皆様にご負担をいただくことを回避するためには、カーライル・グループにおいては、当社を非公開化することが最善の手段であるとの結論に至ったとのことです。更に、当社を非公開化することにより、当社の経営の自由度が増す中で、外部環境の変化に柔軟に対応し、かつ迅速な意思決定のもとで機動的な経営戦略を実行していくことが可能になるとの判断のもと、カーライル・グループは平成 25 年 11 月中旬に当社に対して非公開化の提案を行ったとのことです。

当社は、かねてよりカーライル・グループと同様の経営課題を認識していたことから、本取引（当社株券等の全てを取得することを目的とするための一連の取引を指します。以下同じです。）に特別の利害関係を有しない当社の執行役員 2 名で構成される、当社プロジェクトチームを設置し、当社プロジェクトチームにおいて、日韓公開買付けを含む本取引の是非等につき協議及び検討し、カーライル・グループとの間で、多数回にわたって協議及び交渉を行い、独立した第三者算定機関から取得した当社株券等の価値算定書、独立した法律事務所から得た法的助言、公開買付者及び当社の取締役会からの独立性が高い、当社の社外取締役及び社外監査役並びに外部有識者各 1 名ずつで構成される第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料等を踏まえ、当社としても、日韓公開買付けを実施し、当社を非公開化するとともに、当社が公開買付者の完全子会社となることが、当社として最善の選択肢であると判断するに至りました。

（注）公開買付者が、平成 26 年 8 月 13 日付で、SBI ホールディングス株式会社に対して第三者割当増資を実施したことにより、本日現在の公開買付者の株主は、CJP CSM Holdings, L.P.（所有

株式数：340,000株、議決権所有割合：89.47%（小数点以下第三位四捨五入。比率の計算において以下同じです。）及びSBIホールディングス株式会社（所有株式数：40,000株、議決権所有割合：10.53%）となっております。

以上を踏まえ、当社は、本株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、現在KOSPIに上場されている当社KDRについて、韓国取引所に対し、上場廃止を申請し、韓国取引所の承認を得た場合には、当社KDRを、上場廃止させるとともに、公開買付者の完全子会社となるために、以下の①から③の手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記Ⅲ.「当社完全子会社化のための定款一部変更」の1.「種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－1」）」に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を3,900,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を3,900,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、当社が取得する全部取得条項付普通株式には、韓国預託決裁院が保有している、当社KDRの裏付資産である当社普通株式も含まれており、韓国預託決裁院を含む公開買付者以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。そのため、当社KDRの裏付資産である当社普通株式が失われ、かつ、その取得対価として交付されるA種種類株式も1株に満たないことから、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、当社KDR保有者は、以下のとおり、A種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却して得られた代金のうち、韓国預託決裁院に対して交付された代金を、韓国預託決裁院を通じて交付される権利のみを有することとなる予定です。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。なお、当社の株主であるKSDに対して交付される代金は、KSDを通じて、当社KDRの実質所有者（KSDにより別途定められる予定のKDR基準日（下記Ⅳ.「全部取得条項付普通株式の取得の件」の2.「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の（2）「取得日」の前日がKDR基準日と定められることを予定しております。）の最終の当社KDRに係る実質所有者の名簿に記載又は記録された実質所有者）に対して、その保有するKDR数に応じて交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社は会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に18,000ウォン（日韓公開買付けにおける当社普通株式1株及び1KDR当たりの公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同額）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが（注）、裁判所の許可が得

られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(注) 各株主の皆様へに交付される金銭は、当社 KDR が KOSPI に上場されており、当社 KDR 保有者に対しては、KSD を通じて当該金銭が交付される予定であるため、韓国ウォンにて交付する予定ですが、下記Ⅳ.「全部取得条項付普通株式の取得の件」の 2.「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の(2)「取得日」の前日までに当社 KDR を原株式である当社普通株式へ転換した日本に居住する株主の皆様のうち、日本円での金銭の交付を希望される株主の皆様に対しては、韓国ウォンを円貨換算して金銭を交付することを予定しております。具体的には、①当該株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に乗ずる予定の 18,000 ウォンを、②下記Ⅳ.「全部取得条項付普通株式の取得の件」の 2.「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の(2)「取得日」の前営業日の午後 2 時現在のロイター・スクリーンの KFTC30 ページに表示される 1 米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及び JPNU ページに表示される 1 米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算(小数点以下四捨五入)し、さらに、③当該円貨換算した金額に各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に乗じた金額に相当する金銭を交付することを予定しております。

## 2. 上場廃止の予定

上記のとおり、当社 KDR は、現在、KOSPI に上場されておりますが、本臨時株主総会において、「上場廃止申請の件」並びに下記「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において下記「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決された場合、当社は、平成 26 年 11 月 27 日付で、韓国取引所に対し、当社 KDR の KOSPI における上場廃止の申請を行い、韓国取引所の承認を得た場合には、当社 KDR は、上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社 KDR を KOSPI において取引することはできませんが、下記Ⅵ.「当社少数株主及び当社 KDR 保有者の権利保護のための手続」の 1.「自己 KDR 取得手続の実施」に記載のとおり、韓国取引所の承認を得た日の翌日から起算して 4 営業日目から上場廃止日の前営業日までの合計 7 営業日の期間(以下「整理売買期間」といいます。)、KOSPI において、1 KDR 当たり 18,000 ウォン(本公開買付価格と同額)を買値とする当社 KDR482,816 個の買付注文を行い、当社 KDR 保有者に対して当社 KDR を KOSPI において売却する機会を提供する予定です。

## Ⅲ. 当社完全子会社化のための定款一部変更

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)

#### (1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」は、上記Ⅱ.「上場廃止申請の件」の 1.「上場廃止を申請する理由」に記載の本完全子会社化手続のうち①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、「定款一部変更の件-1」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、79,000,000 株と	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、79,000,000 株と

する。	し、発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は78,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。
(新 設)	<p>(A種種類株式)</p> <p>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>2. A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p>
第3章 株主総会  (新 設)	<p>第3章 株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第20条の2 第16条、第18条および第20条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第19条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第19条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件－2」）

### (1) 変更の理由

「定款一部変更の件－2」は、上記Ⅱ.「上場廃止申請の件」の1.「上場廃止を申請する理由」に記載の本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件－1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、「定款一部変更の件－1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を3,900,000分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、公開買付者以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件－2」に係る定款の一部変更は、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」、「定款一部変更の件－1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されること並びに当社KDRのKOSPIにおける上場が廃止されることを条件として、平成27年2月5日をもって、その効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件－1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<p>(全部取得条項)</p> <p>第6条の3 当社は、当社が発行する普通株式につい</p>

	て、株主総会の決議によってその全部を取得できる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につき、A種種類株式を3,900,000分の1株の割合をもって交付する。
--	---

#### IV. 全部取得条項付普通株式の取得の件

##### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案は、上記Ⅱ.「上場廃止申請の件」の1.「上場廃止を申請する理由」でご説明申し上げました本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を3,900,000分の1株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、上記のとおり、公開買付者以外の各株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

当社は、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

なお、当社の株主であるKSDに対して交付される代金は、KSDを通じて、当社KDRの実質所有者（KSDにより別途定められる予定のKDR基準日（下記2.「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の（2）「取得日」の前日）がKDR基準日と定められることを予定しております。）の最終の当社KDRに係る実質所有者の名簿に記載又は記録された実質所有者）に対して、その保有するKDR数に応じて交付される予定です。

その際、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A種種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に18,000ウォン（本公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付される価格に設定することを予定しておりますが（注）、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

（注）各株主の皆様へ交付される金銭は、当社KDRがKOSPIに上場されており、当社KDR保有者に対しては、KSDを通じて当該金銭が交付される予定であるため、韓国ウォンにて交付する予定ですが、下記2.「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の（2）「取得日」の前日までに当社KDRを原株式である当社普通株式へ転換した日本に居住する株主の皆様のうち、日本円での金銭の交付を希望される株主の皆様に対しては、韓国ウォンを円貨換算して金銭を交付することを予定しております。具体的には、①当該株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に乘ずる予定の18,000ウォンを、②下記IV.「全部取得条項付普通株式の取得の件」の2.

「全部取得条項付普通株式の取得の内容」の（2）「取得日」の前営業日の午後2時現在のロイター・スクリーンのKFTC30ページに表示される1米ドルに対する韓国ウォンの売値と買値から算出される仲値及びJPNUページに表示される1米ドルに対する日本円の売値と買値から算出される仲値を基にして算出される円に対する韓国ウォンの外国為替レートに基づいて円貨換算（小数点以下四捨五入）し、さらに、③当該円貨換算した金額に各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数を乗じた金額に相当する金銭を交付することを予定しております。

##### 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

###### （1）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」による変更後の当社の定款に基づき、下記（2）「取得日」において定める取得日において別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主（当社を除きます。）の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 3,900,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

（2） 取得日

平成 27 年 2 月 5 日

（3） その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」、「定款一部変更の件－1」及び「定款一部変更の件－2」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じること並びに当社 KDR の KOSPI における上場が廃止されることを条件として、平成 27 年 2 月 5 日にその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

V. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は次のとおりです。なお、以下の日程は、KSD の決定する KDR 基準日、韓国取引所による当社 KDR の KOSPI における上場廃止の承認の日程等によって変更される可能性があります。

本株主総会招集に関する取締役会決議	平成26年10月10日（金）
本株主総会のKDR基準日設定公示（韓国）	平成26年10月10日（金）
本株主総会の基準日設定公告	平成26年10月11日（土）
本株主総会基準日	平成26年10月27日（月）
本株主総会KDR基準日	平成26年10月27日（月）
本株主総会開催日	平成26年11月27日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成26年11月27日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成26年11月27日（木）
当社KDRのKOSPIにおける上場廃止日	平成26年12月下旬
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成27年2月4日（水）
当社KDRの実質所有者に対する現金対価分配に係るKDR基準日	平成27年2月4日（水）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成27年2月5日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成27年2月5日（木）

VI. 当社少数株主及び当社 KDR 保有者の権利保護のための手続

1. 自己 KDR 取得手続の実施

当社は、韓国取引所において、当社 KDR の上場廃止の承認が得られた場合、上場廃止後は、当社 KDR を KOSPI において取引することはできなくなることから、当社 KDR が上場廃止となる日までの間に当社 KDR 保有者が KOSPI において当社 KDR を売却する機会を与えるため、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会において、「上場廃止申請の件」、「定款一部変更の件－1」、「定款一部変更の件－2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件－2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、「定款一部変更の件－2」に係る定款変更の効力が生じること並びに韓国取引所において、当社 KDR の KOSPI における上場廃止が承認されることを条件として、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、以下のとおり当社普通株式を裏付資産とする自己 KDR を取得することを決定いたしました。

これにより、当社は、整理売買期間中、KOSPI において、18,000 ウォン（本公開買付価格と同額）を買値とする当社 KDR482,816 個の買付注文を行い、当社 KDR 保有者に対して当社 KDR を KOSPI において売却する機会を提供する予定です。

(1) 当社 KDR の取得を行う理由

当社 KDR 保有者に対して当社 KDR を KOSPI において売却する機会を提供するため、自己 KDR の取得を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

ア 取得する株式の種類 : 当社 KDR (注)

イ 取得し得る株式の総数 : 482,816 個 (上限)

ウ 株式の取得価額の総額 : 8,690,688,000 ウォン (上限)

エ 取得期間 : 平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日 (なお、実際に取得を

する期間は、韓国取引所の承認を得た日の翌日から起算して 4 営業日目から上場廃止日の前営業日までの合計 7 営業日の期間を予定しております。)

(注) 当社 KDR は、当社 KDR 1 個に対し、当社普通株式 1 株の比率にて、当社 KDR が記録管理されている証券取引口座を開設している証券会社を通じて、KSD に申請することで、当社普通株式に転換をすることが可能な預託証券であり、KOSPI に上場されています。

2. 全部取得条項付普通株式の取得に伴う株式取得価格決定の申立て及び株式の買取請求

本完全子会社化手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記「全部取得条項付普通株式の取得の件」が本臨時株主総会において承認可決された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、本臨時株主総会の日から 20 日以内に限り、裁判所に当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記会社法第 172 条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、「定款一部変更の件 - 2」に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主は、当該定款変更の効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までに限り、当社に対してその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がありますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社 KDR 保有者が、上記会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って行う取得価格決定の申立て、又は会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って行うその所有する株式の買取請求及びこれに伴う買取価格決定の申立てを行うためには、あらかじめ、保有する当社 KDR を原株式である当社普通株式に転換する必要があります。原株式である当社普通株式に転換するためには、一定の期間（3 日前後）が必要となりますので、十分な余裕をもってお問い合わせ下さい。

以上

本件に関するお問い合わせ先

SBI モーゲージ株式会社 経営企画室 TEL : 03-6229-0778